

議案第 54 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和 7 年人事院勧告により国家公務員の給与改定等が実施され、それに伴い一般職の給与改定等も行われ、県内市町村の状況も踏まえ、特別職も期末手当に所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年里庄町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の205」を「6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の210」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の210」を「100分の207.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。